



るもい労働衛生通信

[vol.1]

留萌労働基準監督署



HPはこちら↑

金属アーク溶接等作業にかかる健康障害防止措置について

「溶接ヒューム」が特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けられたことにより、令和3年4月1日以降、次の措置を講じる必要があります（未実施が多く認められる措置について赤字で表示）。

未実施の措置が無いが、改めて確認してください。

- 1 全体換気装置による換気等
- 2 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等
- 3 掃除等の実施
- 4 特定化学物質作業主任者の選任
- 5 特殊健康診断の実施等
- 6 その他必要な措置

- (1) 安全衛生教育
- (2) ぼろ等の処理
- (3) 不浸透性の床の設置
- (4) 立入禁止措置
- (5) 運搬貯蔵時の容器等の使用等
- (6) 休憩室の設置
- (7) 洗浄設備の設置
- (8) 喫煙または飲食の禁止
- (9) 有効な呼吸用保護具の備え付け等

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、令和3年4月1日から施行・適用します。
※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行、フィットテストの実施については令和5年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の建築の裏面の半分以上にわたって壁、天井その他のしやへい物が掛けられている場所
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」とは、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行われるおそれがある場所を指します。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業※において当該により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けられました。

※金属アーク溶接等作業
・金属アーク溶接する作業
・アーク溶接して金属を溶かし、または溶かす作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（溶融ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶射、ガウジングは含まれません）

溶接ヒューム	性状
主な有害性（発がん性、その他の有害性） 発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性 その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（Mn ₂ O ₃ ） について発がん性 三酸化ニッケル（Ni ₂ O ₃ ）について 神経障害、呼吸器障害	溶接により発生した溶接が空気中で凝縮した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）

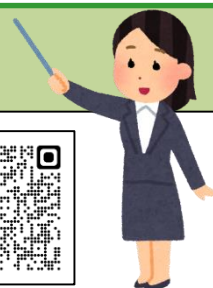
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

措置内容の詳細はリーフレットを参照!!

関連情報等のホームページはこちらから→



Q&Aのダウンロードはこちらから→



一人親方等の安全衛生対策について

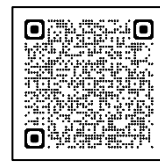
令和5年4月1日以降、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに以下の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

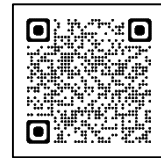
作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

リーフレット類のダウンロードはこちらから↓



具体的な周知の方法も確認しましょう↓



2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

↑厚生労働省リーフレット

「2023年4月1日から危険有害な作業を行う事業者は一定の保護措置が義務付けられます」から引用

Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか？

A 事業者が作業の一部を請負人に請負わせる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請負まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



厚生労働省リーフレット

「2023年4月より労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます」から引用

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課 (TEL: 0164-42-0463)までお問い合わせください。